

平成 24 年 6 月 4 日

各 位

会社名 サムティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 江口 和志
(JASDAQ・コード3244)
問合せ先 常務取締役 小川 靖展
電話番号 06-6838-3616 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 6 月 4 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 7 月 4 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の目的

当社は、平成24年5月17日付プレスリリース「資本業務提携及び第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、同日開催の取締役会において第三者割当によるA種優先株式の発行を決議いたしました。かかる種類株式の発行の前提となる定款規定の新設、並びに社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするための社外取締役との責任限定契約に関する規定の新設等を目的に、以下のとおり定款の一部変更について臨時株主総会に付議することを、取締役会において決議いたしました。

2 変更の日程

定款変更を付議する株主総会開催日 平成24年7月4日(予定)
定款変更の効力発生日 平成24年7月4日(予定)

3 変更の内容

現行定款と変更案は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 39万8000株とする。	第1条～第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 403,000株とし、各種類の株式の発行可能種類 株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式 398,000株 2. A種優先株式 5,000株
第7条～第9条 (条文省略)	第7条～第9条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 の 2 A 種 優 先 株 式</p> <p><u>(A 種 優 先 株 式)</u></p> <p><u>第 9 条 の 2 当 会 社 の 発 行 す る A 種 優 先 株 式 の 内 容 に つ い て は 、 次 の と お り と す る 。</u></p> <p>1. 剰余金の配当</p> <p>(1) A 種 優 先 配 当</p> <p><u>当 会 社 は 、 毎 年 12 月 1 日 以 降 翌 年 11 月 30 日 ま で の 事 業 年 度 に お け る い ず れ か の 日 (た だ し 、 平 成 25 年 12 月 1 日 以 降 の 日) を 基 準 日 と し て 剰 余 金 の 配 当 を す る と き は 、 当 該 基 準 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 又 は 記 録 さ れ た A 種 優 先 株 式 を 有 す る 株 主 (以 下 、 「 A 種 優 先 株 主 」 と い う 。) 又 は A 種 優 先 株 式 の 登 録 株 式 質 権 者 (以 下 、 「 A 種 優 先 登 録 株 式 質 権 者 」 と い う 。) に 対 し 、 普 通 株 式 を 有 す る 株 主 (以 下 、 「 普 通 株 主 」 と い う 。) 又 は 普 通 株 式 の 登 録 株 式 質 権 者 (以 下 、 「 普 通 登 録 株 式 質 権 者 」 と い う 。) に 先 立 ち 、 A 種 優 先 株 式 1 株 に つ き 18,000 円 の 金 銭 に よ る 剰 余 金 の 配 当 (以 下 、 「 A 種 優 先 配 当 」 と い う 。) を 行 う 。 た だ し 、 す で に 当 該 事 業 年 度 に 属 す る 日 を 基 準 日 と し て A 種 優 先 株 主 又 は A 種 優 先 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し て 剰 余 金 の 配 当 を 行 っ た と き は 、 当 該 配 当 の 累 積 額 を 控 除 し た 額 と す る 。</u></p> <p>(2) 非累積条項</p> <p><u>あ る 事 業 年 度 に お い て 、 A 種 優 先 株 主 又 は A 種 優 先 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し て 支 払 う 剰 余 金 の 配 当 の 額 が 、 A 種 優 先 配 当 の 額 に 達 し な い 場 合 は 、 そ の 不 足 額 は 翌 事 業 年 度 以 降 に 累 積 し な い 。</u></p> <p>(3) 参加条項</p> <p><u>当 会 社 は 、 あ る 事 業 年 度 に お い て 、 A 種 優 先 株 主 及 び A 種 優 先 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し て 、 A 種 優 先 配 当 の ほ か 、 (ア) 普 通 株 主 又 は 普 通 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し て 当 該 事 業 年 度 に 属 す る 日 (た だ し 、 平 成 25 年 12 月 1 日 以 降 の 日 。 以 下 本 (3) に お い て 同 じ 。) を 基 準 日 と し て 行 う 剰 余 金 の 配 当 の 額 の 合 計 額 が 普 通 株 式 1 株 に つ き 1,000 円 (当 会 社 の 普 通 株 式 に 株 式 の 分 割 、 株 式 無 償 割 当 て 、 株 式 の 併 合 又 は こ れ に 類 す る 事 由 が あ っ た 場 合 に は 、 適 切 に 調 整 さ れ る も の と す る 。) を 初 め て 超 過 す る と き は 、 普 通 株 主 及 び 普 通 登 録 株 式 質 権 者 と 同 順 位 に て 、 A 種 優 先 株 式 1 株 に つ き 、 当 該 超 過 す る 額 に 下 記 4 . に 定 め る 1 株 当 た り 取 得 請 求 時 交 付 株 式 数 を 乗 じ て 得 ら れ る 額 の 剰 余 金 の 配 当 を 行 う も の と し 、 (イ) 普 通 株 主 又 は 普 通 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し て 当 該 事 業 年 度 に 属 す る 日 を 基 準 日 と し て (ア) に 加 え て さ ら に 別 の 剰 余 金 の 配 当 を 行 う と き は 、 普 通 株 主 及 び 普 通 登 録 株 式 質 権 者 と 同 順 位 に て 、 A 種 優 先 株 式 1 株 に つ き 、 普 通 株 主 又 は 普 通 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し て 行 う 剰 余 金 の 配 当 の 額 の 合 計 額 に 下 記 4 . に 定 め る 1 株 当 た り 取 得 請 求 時 交 付 株 式 数 を 乗 じ て 得 ら れ る 額 の 剰 余 金 の 配 当 を 行 う も の と す る 。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. 残余財産の分配</p> <p>(1) 優先残余財産分配金の額</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき360,000円の金銭を支払う。</p> <p>(2) 参加条項</p> <p>当社は、上記(1)に基づく分配後、さらに残余する財産があるときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額に、下記4. に定める1株当たり取得請求時交付株式数を乗じて得られる額の残余財産を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて分配する。</p> <p>3. 議決権</p> <p>A種優先株主は、株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。</p> <p>4. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>A種優先株主は、平成25年11月30日又は当社若しくはSamty Holdings Co., Ltd. の株式を株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）以外の証券市場（海外を含む。）へ上場する準備が整い、当社若しくはSamty Holdings Co., Ltd. の取締役会その他の業務執行機関が当該取引所に上場申請することを決議した日のいずれか早い日以降、いつでも、当社に対し、次に定める数の普通株式（以下、「取得請求時交付株式」といい、A種優先株式1株当たりの取得請求時交付株式の数を「1株当たり取得請求時交付株式数」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、取得請求時交付株式を、当該請求に係るA種優先株主に対して交付するものとする。ただし、取得請求の日において、取得請求時交付株式の数が、当社の発行可能普通株式総数から発行済普通株式数を控除して得られた株式数を上回る場合には、当社は、当該株式数の範囲内において、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種優先株式の数に360,000円を乗じて得られる額を、下記(2)及び(3)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従い、これを切り捨てた上、同項に定める金銭をA種優先株式の取得を請求したA種優先株主に交付するものとする。</p>

(2) 当初取得価額

取得価額は、当初、36,000円（以下、「当初取得価額」という。）とする。

(3) 取得価額の調整

① 次に掲げる事由が生ずる場合には、それぞれ次のとおり取得価額を調整する。

・普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式数を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式数を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当初取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株主無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

・普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{当初取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

・下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、株式若しくは新株予約権の取得と引換えに普通株式が交付される場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下同じ。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \left[\frac{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}} \right]$$

現 行 定 款	変 更 案
	<p>・<u>当社に取得させることにより又は当社に取得されることにより、下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は、当該基準日。)</u>に、また株主割当日がある場合は、その日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>・<u>行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。)</u>に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において、「1株当たり払込金額」として、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストックオプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>② <u>上記①に掲げた事由によるほか、次のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、取得価額の調整を行う旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日その他必要な事項を書面によりあらかじめ通知した上、取締役会が上記①に準じた調整として合理的と判断する方法により、必要な取得価額の調整を行うことができる。</u></p> <p>・<u>合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収合併、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>・取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>・その他、発行済普通株式数（ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更の可能性を生ずる事由の発生により、当社が取得価額の調整を必要と認めるとき。</p> <p>③ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>④ 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。</p> <p>⑤ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は行わない。</p> <p>(4) 取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>(5) 取得請求をしようとするA種優先株主は、当社の定める取得請求書に必要事項を記載した上、これを取得請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>(6) 取得の効力は、取得請求書が取得請求受付場所に到着した時に発生し、当社は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をしたA種優先株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。</p> <p>5. 金銭を対価とする取得請求権 A種優先株主は、平成25年12月1日以降、いつでも、当社に対し、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係るA種優先株式1株を取得することと引換えに、360,000円に、払込期日から当該請求のなされた日までの期間にわたり利率10%の年率複利換算で計算された利息相当額を加算した金額から、上記1.に基づきA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払った当該A種優先株式に係る剰余金の配当の額を控除した金額に相当する金銭を、当該請求に係るA種優先株主に対して交付するものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から本項に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合には、当社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第10条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第16条～第24条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第25条～第34条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>6. 優先買戻し特約</p> <p><u>A種優先株主は、その有するA種優先株式の全部又は一部（以下、「譲渡株式」という。）を第三者に譲渡しようとするときは、当該第三者の氏名又は名称及び譲渡株式1株当たりの譲渡価額その他当社が定める事項をあらかじめ書面で当社に通知するものとし、この場合において、当社は、当該通知後15日間に、A種優先株主に書面で通知することにより、譲渡株式を譲り受けようとする第三者に優先して、当該期間内に、譲渡株式を、A種優先株主が当社に対してした通知に記載された譲渡価額で当社自ら譲り受け、又は当社の指定する第三者をして譲り受けさせることができるものとする。</u></p> <p>7. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等</p> <p>(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。</p> <p>(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。</p> <p>8. 優先順位</p> <p>(1) <u>A種優先株式及び普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式に係る剰余金の配当を第1順位とし、普通株式に係る剰余金の配当を第2順位とする。</u></p> <p>(2) <u>A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位とし、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第10条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 の 2 種類株主総会 (種類株主総会)</p> <p><u>第15条の2 第11条、第12条、第13条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第16条～第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第24条の2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第25条～第34条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p> <p><u>(A種優先株式配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第38条の2 第38条の規定は、A種優先株式配当金の支払いについて、準用する。</u></p>

以上

本報道発表文は、「定款の一部変更に関するお知らせ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。